

山形県福祉事業所介護職員等相互派遣ネットワーク事業実施要綱

1 事業の目的

高齢者施設・事業所、障がい者施設・事業所等（以下「施設等」という。）に勤務する介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、施設等での勤務ができなくなったことにより人員不足となった施設等（以下「感染発生施設」という。）及び感染発生施設を運営する法人内での職員の再配置により人員不足となった施設等（以下「同一法人代替施設等」という。）のサービス提供を継続するため、他法人の施設等（以下「応援元施設」という。）から感染発生施設又は同一法人代替施設等（以下「応援先施設」という。）に対し応援職員を派遣すること等により、山形県内における施設等の介護職員等相互派遣ネットワークを構築する。

2 事業の実施主体

事業は山形県が実施するものとする。

また、事業の実施に当たっては、高齢者分野については一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会、山形県老人保健施設協会及び山形県認知症高齢者グループホーム連絡協議会、障がい者分野については社会福祉法人山形県社会福祉事業団、山形県身体障害者福祉施設協議会及び山形県知的障害者福祉協会、生活保護分野については山形県救護施設連絡協議会（以下「関係団体」という。）と、それぞれ連携し、実施するものとする。

なお、高齢者分野については一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会、障がい者分野及び生活保護分野については社会福祉法人山形県社会福祉事業団（以下「受託団体」という。）に事業の一部を委託の上、実施する。

3 事業の実施期間

事業は施行日より開始し、終了時期については、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、県が受託団体及び関係団体と協議の上、判断するものとする。

4 事業の内容等

(1) 応援元施設の登録等

① 対象施設の役割

以下に掲げる各分野の施設・事業所（以下「対象施設」という。）は、受託団体に対し、「応援職員候補者名簿」（別記様式第1号）に次の事項等を記載の上、提出するものとする。

ア 応援職員候補者の情報（職種、氏名、住所、連絡先、性別、生年月日等）

また、対象施設は、受託団体に対し、次の事項等を記載の上、「応援元施設登録申請書」（別記様式第2号）を提出する。

イ 応援元施設の情報（施設名、所在地、施設長等名、床数、職員数、併設事業所名、連絡先等）

ウ 派遣可能な応援職員候補者数（職種と人数等）

エ 応援職員の派遣以外に対応可能な支援（代替受入れ、衛生用品・個人防護具等物資の支援、食事の提供等）

- オ その他応援に際しての要望等
- カ 登録施設としての公表の可否

【対象施設】

- ・ 高齢者分野：高齢者福祉施設・事業所等
- ・ 障がい者分野：障害者支援施設等、原則として障害福祉サービス事業所等
- ・ 生活保護分野：救護施設

なお、応援職員候補者の職種については、介護職員、生活支援員、看護職員等に限定せず、事務職員や調理員等の施設運営に関わる全職種を対象とする。

② 受託団体の役割

ア 受託団体は、県内の対象施設及び関係団体に対しネットワークの周知・啓発を行うとともに、対象施設より提出された応援元施設登録申請書をもとに「応援元施設名簿」（別記様式第3号）を作成する。

イ 受託団体は、作成した応援元施設名簿について、県に対し、速やかに提出するとともに、施設の同意を得た上で原則公表する。

ウ 受託団体は、作成した応援元施設名簿について、各法人等から変更の申し出があった場合は、随時、更新等を行い適切に管理する。また、高齢者分野の受託団体は県に対し、速やかに変更後の応援元施設名簿を提出するものとする。

③ 関係団体の役割

関係団体は、会員施設に対し、ネットワークの周知・啓発を行うとともに、各施設に対し、応援元施設の登録申請への協力を呼びかける。

④ 県の役割

県は、対象施設に対し、応援職員候補者名簿の作成を依頼する。また、受託団体と連携し、ネットワーク全体の管理・調整等を行う。

(2) 衛生用品・個人防護具の購入・備蓄

県は、感染発生施設への支給及び応援先施設への応援職員の派遣に備え、あらかじめ必要な衛生用品・個人防護具等（マスク、消毒用エタノール、手袋、ゴーグル、ガウン、フェイスシールド等）を購入し、備蓄する。

(3) 応援先施設への対応等

① 感染発生施設に対する支援方法

ア 県は、感染発生施設に対し、衛生用品・個人防護具等物資の支援等を行う。

イ 県は、応援元施設に対し、応援先施設に対する応援職員の派遣依頼、代替受入れの依頼を行う。なお、感染発生施設への支援については、施設の所在地を管轄する保健所、山形県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部等と調整の上、依頼するものとする。

ウ 応援元施設は、応援先施設に対し、応援職員の派遣を基本に支援を行うが、感染発生施設の状況や応援元施設の登録状況（要望等）を踏まえ、代替受入れの実施、衛生用品・個人防護具等物資の支援、食事の提供を行うなど、対応可能な支援を行うことも差し支えないものとする。

② 感染発生時の感染発生施設における対応

ア 感染発生施設は、施設の所在地を管轄する保健所、山形県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部等の指導を受け、施設の感染拡大防止の徹底を図ることとなることから、受託団体においても当該指導を踏まえて対応に当たるものとする。

イ 感染発生施設は、提供サービスの縮小などの見直し、感染発生施設と同一法人内の施設等との職員の再配置等を行う。

(4) 応援先施設に対する応援職員の派遣

① 応援職員の服務等

応援職員の服務等については、原則次のとおりとし、応援先施設及び応援元施設を運営する法人間で、「派遣協定書」（別記様式第4号）により派遣協定を締結するものとする。内容については、受託団体が調整を行い、応援先施設（法人）、応援元施設（法人）及び応援職員の3者協議により決定することとし、必要に応じて変更することができるものとする。

ア 派遣期間

応援元施設の登録状況を踏まえ、できる限り応援職員を受け入れる応援先施設の希望する期間に沿うものとする。ただし、派遣期間は、応援先施設ごとに、応援職員一人につき最大14日間を限度とする。

イ 応援職員の勤務時間

応援職員には日勤業務を行わせることとし、夜勤等は行わせないものとする。

ウ 応援職員の業務内容

(ア) 応援職員は、感染拡大防止の徹底が図られた施設のうち、原則として非感染区域において業務に従事するものとする。

(イ) 応援職員を受け入れる応援先施設は、あらかじめ応援職員に行わせる業務内容を定めるものとし、受託団体を通じて応援元施設、応援職員へ周知するものとする。その際、応援職員が行う業務内容を精査するものとする。また、業務内容を現場において応援職員に対し、適宜指示等するものとする。

エ 応援職員の服装等

(ア) 応援職員が着用するユニフォームの有無等については、応援先施設（法人）、応援元施設（法人）及び応援職員の3者協議により決定する。

(イ) 応援職員は、業務に必要となる個人防護具を装着するものとする。

オ 応援職員の衛生管理等

(ア) 応援職員は、自身の保護及び応援元施設などへの影響を考慮し、応援先施設においては、応援先施設の感染発生状況、業務内容に応じ県から支給された個人防護具を装着するとともに、手指消毒等衛生管理を徹底するほか、毎日の検温結果を応援先施設に報告するなど、極力、感染リスクを排除した上で、応援業務を行うものとする。

(イ) 応援職員は、派遣期間中にホテル等への宿泊を伴う場合には、宿泊先のホテル等の方針に従うものとする。

(ウ) 派遣期間中において、応援職員に感染が疑われた場合は、速やかに応援先施設を管轄する保健所に連絡し、指示に従う。

② 応援職員の派遣調整手順

ア 派遣の申請

応援職員の派遣を希望する応援先施設を運営する法人等は、受託団体に対し、「応援職員派遣申請書」（別記様式第5号）により、次の事項等を記載の上、派遣を申請するものとする。

(ア) 応援職員の派遣を求める応援先施設の名称等（派遣方法、感染発生施設名、派遣希望施設名、派遣希望施設の所在地）

(イ) 応援職員の派遣希望期間

(ウ) 応援職員の派遣希望人数等（職種ごとの人数、行わせたい業務内容等）

(エ) その他必要な事項

イ 応援職員の派遣協議、依頼及び調整

受託団体は、上記アの派遣の申請を受けた場合は、応援元施設名簿の中から応援職員の派遣を依頼する応援元施設等を選定の上、派遣の協議を行うとともに、応援職員の所属する応援元施設等と調整の上、候補者を選定し、当該調整結果を速やかに県へ報告する。

また、県は、受託団体からの報告を受け、応援先施設及び応援元施設を運営する法人等に対して「応援職員派遣（依頼・通知）書」（別記様式第6号）により、次の事項を通知する。派遣するに際して必要な事項等については、受託団体が両施設間を仲介の上、調整するものとする。候補者の選定にあたっては、同一の種別施設のネットワーク内で調整することを基本とし、応援先施設及び応援元施設の状況により他の種別施設を含めて調整を行う場合もあるものとする。

(ア) 応援職員の派遣を行う応援先施設の名称等（派遣方法、法人名、施設名、施設の所在地）

(イ) 応援職員の派遣期間

(ウ) 応援職員の所属する応援元施設の名称、応援職員の職名・氏名等

(エ) 応援職員に行わせる業務内容

(オ) その他必要な事項

ウ 応援職員の宿泊先の手配

応援職員は、必要に応じて、派遣期間中及び派遣期間終了後、必要な期間、応援先施設が確保した応援先施設の近隣のホテル等に宿泊するものとする。

エ 応援職員の派遣終了報告及びPCR検査の受検等

応援職員を受け入れた応援先施設は、応援職員の派遣が終了したときは、受託団体に対し、「応援職員派遣報告書」（別記様式第7号）により、速やかに派遣終了報告を行うものとする。また、応援職員は、感染管理の観点から、派遣前及び派遣終了後に必要に応じてPCR検査を受けるものとする。

③ 応援職員の派遣に要する費用等

ア 応援職員の派遣に係る交通費及び宿泊を伴った場合の宿泊費については、応援先施設が負担するものとする。

イ 応援職員の派遣に係る人件費及び交通費並びに宿泊費については、応援先施設と応援元施設の派遣協定に基づき、原則として応援先施設が支払うものとする。

ウ 応援先施設は、応援職員の受入れに当たり、応援職員を被保険者とする傷害保険に加入するとともに、傷害保険料を支払うものとする。

(5) 代替受入れ

代替受入れは、感染拡大のリスクがあることから、応援職員の派遣や提供サービスの縮小等を検討した上で、他の方法での支援を行うことができない場合にのみ県が実施を検討するものとする。

① 代替受入れの方法

ア 代替受入れの申請

代替受入れを希望する感染発生施設及び併設する代替受入れ希望施設等（以下「感染発生施設等」という。）を運営する法人は、受託団体に対し、「代替受入れ申請書」（別記様式第8号）により、次の事項等を記載の上、代替受入れを申請するものとする。

（ア）代替受入れを希望する施設等の名称等（感染発生施設名・所在地、代替受入れを希望する施設等名・所在地）

（イ）代替受入れの希望期間

（ウ）代替受入れを希望する利用者の情報（希望人数、氏名、住所、希望するサービス種別）

（エ）その他必要な事項

イ 代替受入れの協議、依頼及び調整

受託団体は、上記アの代替受入れの申請を受けた場合は、応援元施設名簿の中から代替受入れを依頼する応援元施設等を選定の上、受入れの協議を行うとともに、代替受入れの了承を得た場合は、県へ報告する。

また、県は、受託団体からの報告を受け、応援元施設等及び感染発生施設等を運営する法人等に対して「代替受入れ（依頼・通知）書」（別記様式第9号）により、次の事項を通知する。受入れに際して必要な事項等については、受託団体が両施設・事業所間を仲介の上、調整するものとする。

（ア）代替受入れを希望する施設等の名称等（感染発生施設名・所在地、代替受入れを希望する施設等名・所在地）

（イ）代替受入れを行う代替受入れ施設等の名称等（法人名、施設名、所在地）

（ウ）代替受入れ期間

（エ）代替受入れを行う利用者の情報（受入れ人数、氏名、住所、サービス種別等）

（オ）その他必要な事項

ウ 代替受入れを行う利用者情報の送付

代替受入れを申請した感染発生施設等は、利用者を受け入れる応援元施設の担当職員に対し、あらかじめ利用者の心身の状況、介護する上での注意点等について、確実に送付を行うものとする。

エ 代替受入れの終了の報告

代替受入れを行った応援元施設は、受入れが終了したときは、受託団体に対し、「代替受入れ報告書」（別記様式第10号）により、速やかに受入れ終了報告を行うものとする。

（6）施設等からの相談受付等

受託団体は、山形県内の施設等における平時からの新型コロナウイルス感染症対策等に資するため、メーリングリストの活用等により、施設等からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、必要に応じて、保健所の感染症対策担当の保健師等、感染症の専門家に照会等を行った上で、施設等に情報提供し、感染予防や不安解消に努めるものとする。

また、県内外の感染発生事例の情報収集及び整理を行い、施設等に情報提供する等、

感染拡大防止対策に活用するものとする。

(7) 応援予定職員への研修の実施

受託団体は、応援予定職員に対して新型コロナウイルス感染症対策に係る研修を実施し、応援予定職員が、派遣に当たって正しい知識を身につけるための機会を提供するとともに、当該職員の不安の解消に努める。

(8) 応援職員の派遣に関する応援職員及び応援元施設への支援

受託団体は、県及び関係団体と連携し、応援職員及び応援元施設等に対し、派遣期間終了後も含め、必要な支援を行う。

【支援の例】

- ・ 国・県等の助成制度情報の提供
- ・ 派遣職員の職場復帰に際しての留意事項についての助言
- ・ 派遣期間終了後に応援職員の感染が確認された場合の対応
- ・ 心理的不安の解消等の相談及び専門機関の紹介
- ・ 応援元施設に対する経営相談 等

5 個人情報の保護

受託団体、応援元施設及び派遣された応援職員は、事業に関して知り得た個人情報について、事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 その他

(1) 受託団体は、本事業の実施に当たって疑義が生じた場合は、県と協議を行うものとする。

(2) 新型コロナウイルス感染症については、不確定性があり情勢が随時変化するものであることから、本要綱の内容に疑義が生じた場合は、個別に協議して進めることとする。

附則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。